

令和5年10月

残高証明書継続発行サービスをご利用のお客さま

鹿児島興業信用組合

インボイス制度の開始に伴う登録番号および消費税額等のご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されました。

そこで、残高証明書継続発行サービスのご利用により徴求している手数料について、当組合の適格請求書発行事業者登録番号および制度開始に伴う必要事項をご通知申し上げます。

本制度開始後は、残高証明書継続発行依頼書および本通知書ならびに通帳等をもって、適格請求書（インボイス）とさせていただきます。

つきましては、本通知書を上記の依頼書等とともに保存いただきますようお願いいたします。

なお、本通知書は残高証明書継続発行サービスをご利用のすべてのお客さまへお送りしていますので、ご不要なお客さまはご放念くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 鹿児島興業信用組合 登録番号 : T2340005001536

2. 残高証明書発行手数料（1通につき）

発行手数料 440円（消費税込）

うち消費税（10%）40円

以上